

63 漁業金融対策

【4,948(425)百万円】

対策のポイント

- 漁業者へのセーフティーネットとして、21年度において措置した漁業緊急保証対策を、22年度においても400億円の特別保証枠で実施します。
- 認定漁業者に対する漁船・養殖施設等のための資金や、資材コストの低減等、経営改善のための運転資金について、最大無利子の利子助成を行います。

<背景>

昨秋以降の世界同時不況や資材高騰・魚価安の影響により、漁業経営が急速に悪化する中で、漁船や養殖設備に対する設備投資が進まず、運転資金などの資金繰りも滞っています。

政策目標

信用保証及び融資への支援により漁業者に対し、約1,000億円の資金融通の円滑化を図る。

<内容>

1. 漁業緊急保証対策事業（新規）

漁業者の資金繰り支援のため、施設資金・運転資金について、**無担保無保証人等の400億円規模の特別保証枠を設定**するとともに、保証料を引き下げるための助成を行います。

（補助率：定額）
事業実施主体：漁業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

2. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業（新規）

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、（株）日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、**利子を最大2%まで助成することにより、金利負担の軽減（低利又は無利子）**を図ります。

（補助率：定率）
事業実施主体：民間団体等

3. 漁業経営改善緊急対策事業（新規）

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が、運転資金を借りた場合に、**利子助成（低利又は無利子）**を行います。

（補助率：定率）
事業実施主体：民間団体等

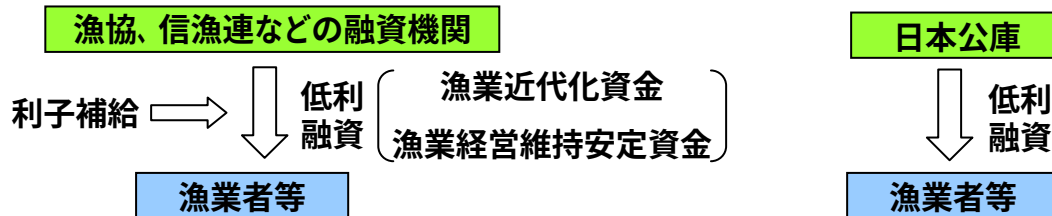
お問い合わせ先：

（1・3の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2346（直））
2の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2347（直）））

金融対策の概要

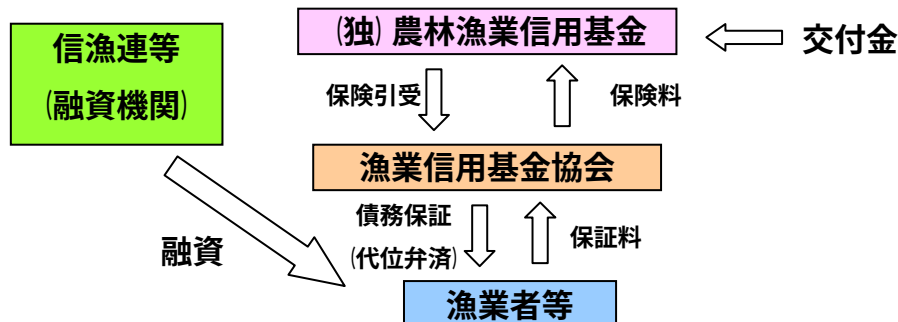
1 低利資金の貸付け

漁業者が経営改善に取り組むために、設備資金（漁業近代化資金）や負債整理資金（漁業経営維持安定資金）について、利子補給により低利資金を貸付。別途、日本政策金融公庫から設備資金や長期運転資金について低利資金を貸付。



2 保証による融資の円滑化

- ・漁業者への融資について、漁業信用基金協会が保証（更に（独）農林漁業信用基金が保険を引き受けることにより、漁業信用基金協会の負担を軽減。）することにより信用力を補完。
- ・（独）農林漁業信用基金に対して、交付金を交付することにより、保険料を引下げ、漁業者が支払う保証料を引下げ。



3 緊急対策

緊急経済対策で行った、①漁業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減（国が97%負担）、保証料助成、②大幅な利子補給による施設資金・運転資金の最大無利子化について22年度においても実施。

